

## (27) 社団法人鳥取県畜産推進機構 給与等状況報告書

### 1 職員給与の状況（平成23年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
11 人	26,381 千円	3,337 千円	6,596 千円	36,314 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
205,970 円	208,605 円	46 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

職員給与表を全面改正

県職員等退職して再就職したもの及び勤務延長者の給与表を新設

### 3 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	165,300 円
	高校卒	135,700 円

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	内 訳																												
期末手当 勤勉手当	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.30 月分 ( )</td> <td style="text-align: center;">0.20 月分 ( )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.30 月分 ( )</td> <td style="text-align: center;">0.20 月分 ( )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.60 月分 ( )</td> <td style="text-align: center;">0.40 月分 ( )</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) ( ) 内の数値は、〇〇〇以上の職員の支給割合です。</p> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.30 月分 ( )	0.20 月分 ( )	12月期	1.30 月分 ( )	0.20 月分 ( )	計	2.60 月分 ( )	0.40 月分 ( )																
	区 分	期末手当	勤勉手当																										
	6月期	1.30 月分 ( )	0.20 月分 ( )																										
	12月期	1.30 月分 ( )	0.20 月分 ( )																										
	計	2.60 月分 ( )	0.40 月分 ( )																										
[平成23年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6,595,800 円</td> <td style="text-align: center;">11 人</td> <td style="text-align: center;">599,618 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	6,595,800 円	11 人	599,618 円																							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																											
6,595,800 円	11 人	599,618 円																											
退職手当	(基本給×基準比率) × (勤続年数×勤続年数比率) <p>1) 基準比率は90%</p> 2) 勤続年数比率は付表1の勤続年数該当欄の勤続年数比率とする。                     付表1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤 続 年 数</th> <th style="text-align: center;">勤続年数比率</th> <th style="text-align: center;">勤 続 年 数</th> <th style="text-align: center;">勤続年数比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上～ 6年未満</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">18年以上～21年未満</td> <td style="text-align: center;">1.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6年以上～ 8年未満</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">21年以上～24年未満</td> <td style="text-align: center;">1.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8年以上～11年未満</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">24年以上～27年未満</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11年以上～13年未満</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">27年以上～30年未満</td> <td style="text-align: center;">1.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13年以上～15年未満</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> <td style="text-align: center;">30年以上</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15年以上～18年未満</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 制度なし</p>	勤 続 年 数	勤続年数比率	勤 続 年 数	勤続年数比率	1年以上～ 6年未満	1.0	18年以上～21年未満	1.6	6年以上～ 8年未満	1.1	21年以上～24年未満	1.7	8年以上～11年未満	1.2	24年以上～27年未満	1.8	11年以上～13年未満	1.3	27年以上～30年未満	1.9	13年以上～15年未満	1.4	30年以上	2.0	15年以上～18年未満	1.5		
	勤 続 年 数	勤続年数比率	勤 続 年 数	勤続年数比率																									
	1年以上～ 6年未満	1.0	18年以上～21年未満	1.6																									
	6年以上～ 8年未満	1.1	21年以上～24年未満	1.7																									
	8年以上～11年未満	1.2	24年以上～27年未満	1.8																									
	11年以上～13年未満	1.3	27年以上～30年未満	1.9																									
	13年以上～15年未満	1.4	30年以上	2.0																									
15年以上～18年未満	1.5																												
[平成23年度実績] 該当なし																													
時間外勤務手当	[平成23年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,074,950 円</td> <td style="text-align: center;">8 人</td> <td style="text-align: center;">134,369 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	1,074,950 円	8 人	134,369 円																						
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																										
1,074,950 円	8 人	134,369 円																											

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	役職手当 10,000 円 [平成23年度実績] 1人当たりの平均支給月額 10,000 円		
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	2,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	1,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	制度なし	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	制度なし	
		[平成23年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		163,500 円	5 人	2,725 円
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	制度なし	
		[平成23年度実績] 1人当たりの平均支給月額 21,500 円		
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	支給基準は、3カ月定期乗車料金の合計金額に3分の1を乗じて算出した額。居住地から勤務地までの最寄の駅又は停留所を基点とし、鉄道又はバスの併行線があるときは、いずれか低い料金とする。 <最高限度額 40,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 40,000 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	制度なし	
		エ 駐車料金を負担している場合(パークドライブ)	制度なし	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし	
		[平成23年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,342,248 円	9 人	12,428 円

6 役員の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

〔平成23年度実績〕 無報酬のため 該当なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
給料	職員給与表の全面改正 県等停年退職後に職員となった者及び勤務延長者の職員給与表を整備 昇給基準、降格基準を定める 新卒者の初任給及び中途採用者の初任給を定めた。	基本給は本人の満年齢、学歴、能力、経歴等を考慮して給与表に基づき会長が定める。
期末手当・勤勉手当	賞与の支給 3.0ヶ月	賞与の支給 4.0ヶ月
扶養手当	県職員等の再就職者等の扶養手当を廃止	家族手当は主としてその職員の収入によって生計を維持する扶養家族について、基準により支給する。
住居手当	住宅手当は、扶養家族を有するか又はその他独立の生計を営む職員が、借家（借間）に住居する場合に支給する。ただし、県等定年退職後に職員となった者及び勤務延長者は、これを適用しない。	職員で、会長が認定した生活根拠地から勤務事務所までの距離が50キロメートル以上ある場合で、住居を勤務地近辺に変更したときは、住居手当を支給する。 扶養家族と同居する場合20,000円 扶養家族と同居しない場合15,000円
通勤手当	（自動車等使用者） 通勤距離に応じて、月額2,200円から40,000円の範囲内で支給	（自動車等使用者） 通勤距離（片道）×850円－1,700円により支給する。

(2) 適用日 平成24年4月1日